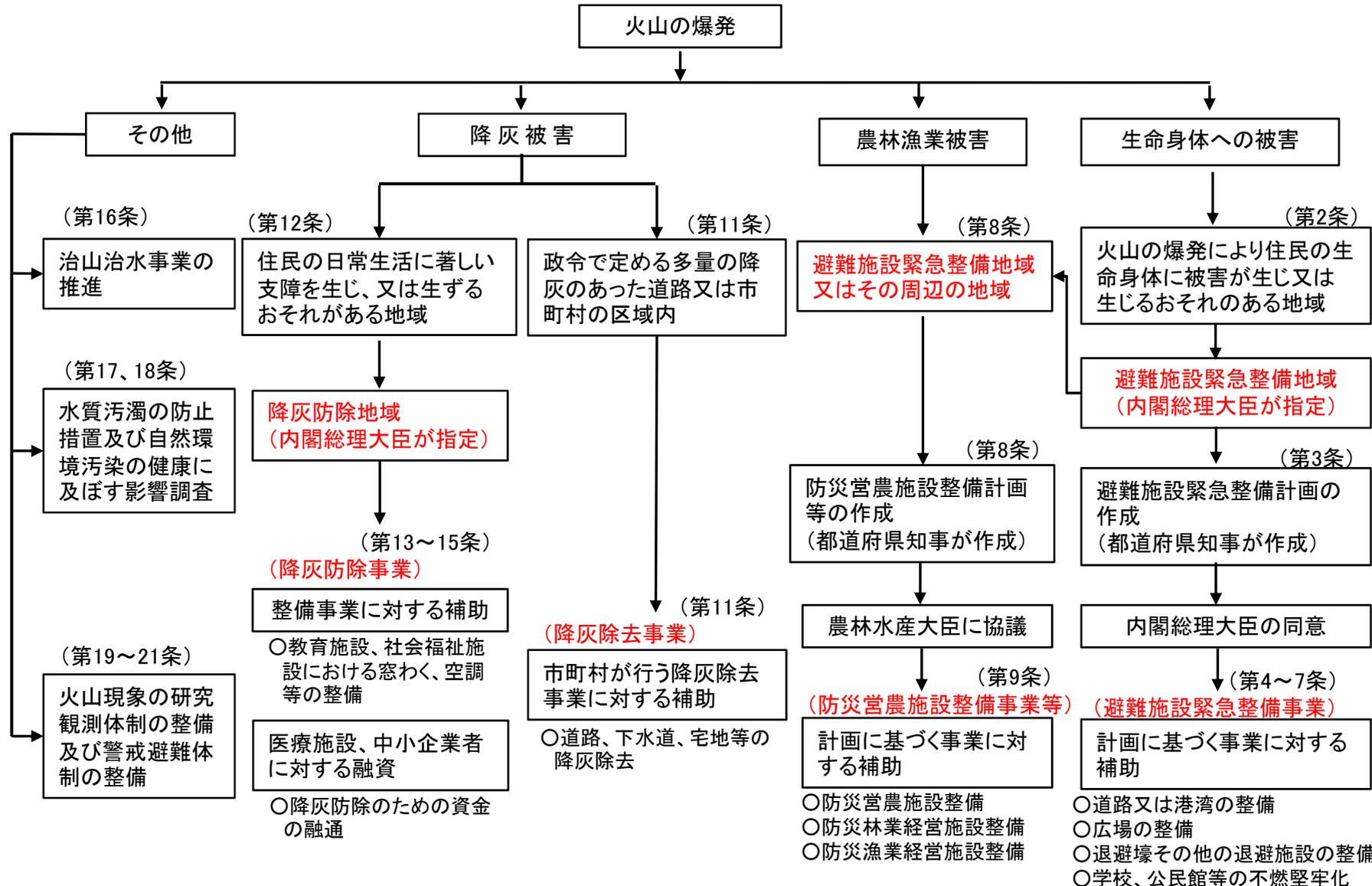


「広域的な火山防災対策に係る検討会」 (第4回)

【活動火山対策特別措置法の概要】

活動火山対策特別措置法(活火山法)の概要(1)

【目的】火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰防除事業の実施を促進する等特別の措置を講じ、もって当該地域における住民等の生命及び身体の安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図る。



活動火山対策特別措置法(活火山法)の概要(2)

避難施設緊急整備計画に基づく事業

【法2条～7条】

地域要件：避難施設緊急整備地域の指定

事業内容

- ・避難するための道路又は港湾の整備
- ・噴石などから身を守るための退避施設の整備
- ・避難所となる学校を噴石等から守るための工事 等

事業所管省庁：国交省、消防庁、文科省

防災営農施設整備計画等に基づく事業

【法8条・9条】

地域要件：避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域

事業内容

- ・降灰を防ぐためのビニールハウスの整備
- ・農作物への降灰を除去するための洗浄機械施設の整備など、農林漁業における、火山の爆発による被害を防止又は軽減するために必要な施設の整備等

事業所管省庁：農水省

降灰除去事業

【法11条】

地域要件：地域指定不要（年間降灰重量のみ）

事業内容

- ・道路、下水道、都市排水路、公園、宅地に係る降灰除去費用の補助
- ※宅地については、市町村長指定の場所に集積されたものに限る
- ※原則、年間降灰重量 $1,000\text{g}/\text{m}^2$ 以上で補助率 $1/2$
- ※下水道、道路は、年間降灰重量 $2,500\text{g}/\text{m}^2$ 以上で補助率 $2/3$
- ※機械購入は取得価格の $1/2$ が補助対象

事業所管省庁：国交省

降灰防除施設の整備

【法12条～15条】

地域要件：降灰防除地域の指定

事業内容

- ・教育施設や社会福祉施設における空調施設等の整備
- ・医療施設や中小企業の降灰防除設備の整備に対する資金の融通

事業所管省庁：文科省、厚労省、中小企業庁

活動火山対策特別措置法(活火山法)の概要(3)

活動火山対策特別措置法に基づく地域指定

火山名	避難施設緊急整備地域 ※字単位で限定的に指定	降灰防除地域 ※市町村単位で指定
桜島	昭和48年12月28日	昭和53年7月28日
	昭和53年7月28日	昭和54年4月17日
阿蘇山	昭和50年3月1日	昭和55年3月21日
有珠山	昭和54年6月23日	—
	平成13年12月26日	
伊豆大島	昭和62年1月23日	—
十勝岳	平成元年3月20日	—
雲仙岳	平成3年9月27日	平成3年7月9日
		平成4年8月5日
三宅島	平成14年7月5日	—
霧島山(新燃岳)	平成23年2月25日	平成23年2月25日